

本市の対応方針

大阪府は12月22日に本部会議を開催し、1月1日から1月31日までの府民等への要請を決定しました。

これを受け、本市の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の方針を下記のとおりとする。

記

府民等への要請

※大阪府の資料2-1参照

区域 大阪府全域

期間 1月1日～1月31日(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)

1. 市民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- ・感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底
- ・会食を行う際は、4ルールに留意すること
 - ・同一テーブル4人以内※1
 - ・2時間程度以内での飲食
 - ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ・マスク会食※2の徹底
- ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない
- ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- ・特に新年会や成人式前後の懇親会など、多人数が集まる場合は、上記のルールを徹底

★大学等へのお願い (特措法第24条第9項に基づく)

- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
 - ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会
 - ・特に、新年会や成人式前後の懇親会など、多人数が集まる会食
 - ・クラスター発生のリスクがある部活動(特に、合宿や練習試合)及び前後の会食
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること

★経済界へのお願い (特措法第24条第9項に基づく)

- 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

2. イベントの開催について(市主催(共催)のイベントを含む)

(特措法第24条第9項に基づく)

●主催者に対し、以下の開催制限を要請

	感染防止安全計画策定 ※1	その他(安全計画を策定しないイベント)
人数上限 ※3	収容定員まで	5000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※3	100% ※2	大声なし:100%、大声あり:50% ※4

◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること

◆ 「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること

◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

※1 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
 ※2 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
 ※3 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)
 収容定員が設定されていない場合は、大声あり:十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なし:人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること
 ※4 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義
 ※5 飲食提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする
 ※6 イベントを開催する施設管理者は、上記のイベント開催制限を守ることを要請

3. 施設について(市有施設を含む)

★飲食店等への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

施設	要請内容	
	ゴールドステッカー認証店舗 (7ページ参照)	その他の店舗
【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	○同一テーブル4人以内※ (5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること)	○同一グループ・同一テーブル4人以内※ (5人以上の入店案内は控えること)

【結婚式場】

同一テーブル4人以内※ (出席者が5人以上の場合、テーブルを2つ以上に分けること)

※ 同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない

【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

★飲食店以外への要請 (法に基づかない働きかけ)

施設の種類の	内 訳	働きかけ内容(1000㎡超の施設)
商業施設	大規模小売店、百貨店(地下の食品売り場を含む)、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)	○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

★飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベント開催時は、 イベント開催制限と同じ 【その他】 （法に基づかない働きかけ） ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

★本市公共施設では

公共施設の開館時間等は通常どおりとし、収容率についてはイベントの開催制限と同じとするとともに、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施を行い、利用者の密を避け、換気の確保等、感染防止対策を徹底する。

4. 市立学校の対応について

市立学校における教育活動の制限は行わないこととし、具体的には次のとおりとする。

〈授業について〉

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態を継続

〈修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事〉

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施

〈学校行事〉

- ・来場者（保護者等）も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施

〈部活動について〉

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導

5. 事業やイベントの開催の可否や延期などについて

事業の必要性を再考し、縮小や延期を検討すること。また、実施する場合は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）を行い、参加者の密を避ける、換気の確保、感染防止（マスク・消毒・検温）等を徹底すること。

6. 職場体制について

- ・職員及び来庁者の感染予防対策を強化すること。
- ・窓口対応から電話やメール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をすること。
- ・会議などのあり方を再検討し、対面による会議は、中止または延期し、電話や FAX、メール等を利用する他、積極的に WEB 会議システムを利用するなどの措置を講じる。
- ・河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。また、自転車通勤も推奨する。
- ・テレワークや年次休暇取得による、出勤者数を低減する。

7. 職員への周知について

- ・会食を行う際は、下記のルールに留意すること
 - ・ 同一テーブル 4 人以内※1
 - ・ 2 時間程度以内での飲食
 - ・ ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ・ マスク会食※2の徹底
- ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない
- ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- ・特に新年会などの懇親会、多人数が集まる場合は、上記のルールを徹底
- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- ・出勤前の検温の徹底
- ・マスクの徹底
- ・手洗い及び消毒の徹底
- ・人と人との距離（1～2 m）をあける
- ・執務室及び会議室の換気を徹底する

8. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

9. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

10. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。